

テイクアウトやテラス営業などのための 道路占用許可基準の緩和措置を延長します

宮城県では、国土交通省と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等の皆様を支援するため、令和4年9月30日までを期限として、テイクアウトやテラス営業などのための道路占用許可基準の緩和措置を行っていましたが、このたびその期間を**令和5年3月31日まで延長しました**。

緊急措置の概要

内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 新型コロナウイルス感染症対策のための<u>暫定的な営業</u>であること ② 「<u>3密</u>」の回避や「<u>新しい生活様式</u>」の定着に対応すること ③ テイクアウト、テラス営業等のための<u>仮設施設の設置</u>であること ④ <u>施設付近の清掃等</u>に御協力いただけること
主体	地方公共団体による一括占用 ※ 個別店舗ごとの申請はできません。店舗が所在する市町村に御相談ください。
場所	道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼさない場所 ※ 歩道上においては、交通量が多い場所は <u>3.5m以上</u> 、その他の場所は <u>2m以上</u> の歩行空間の確保が必要です。 ※ 沿道店舗前の道路にも設置可能です。
占用料	免除
占用期間	令和5年3月31日まで

【お問合せ】 土木部 道路課 路政班 TEL：022-211-3152 FAX：022-211-3198

【占用許可の申請先】

所管	担当機関	電話番号
白石市・角田市・蔵王町・七ヶ宿町・大河原町・村田町・柴田町・川崎町・丸森町	大河原土木事務所 行政班	0224-53-3903
塩竈市・名取市・多賀城市・岩沼市・富谷市・亘理町・山元町・松島町・七ヶ浜町・利府町・大和町・大郷町・大衡村	仙台土木事務所 行政第一班	022-297-4117
大崎市・色麻町・加美町・涌谷町・美里町	北部土木事務所 行政班	0229-91-0732
栗原市	北部土木事務所栗原地域事務所 行政班	0228-22-2174
石巻市・東松島市・女川町	東部土木事務所 行政班	0225-94-8692
登米市	東部土木事務所登米地域事務所 行政班	0220-22-2494
気仙沼市・南三陸町	気仙沼土木事務所 行政班	0226-24-2539